

令和3年度 第496回奈良地方最低賃金審議会

奈良地方最低賃金審議会(会長 伊東眞一)は、令和3年10月28日に本審議会を開催し、本年8月5日に奈良労働局長(鈴木伸宏)から諮問を受けた「奈良県特定最低賃金の改正決定」についての答申を行いました。

<答申概要>

特定最低賃金	金額	発効日
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 905円	法定どおり
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 891円	法定どおり
奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 892円	法定どおり

奈良県特定最低賃金の改正決定についての答申



伊東会長(左)と鈴木局長(右)